

## 秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会

## 議 事 録

令和6年度 第3回

令和6年10月11日(金)開催

1 日 時 令和6年10月11日(金) 14時55分～17時05分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 3名中2名出席

後藤正文 佐藤成樹

使用者委員 3名中3名出席

佐藤宗樹 瀧澤 薫 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1)秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の金額審議について
- (2)その他

5 配付資料

資料番号1 短期経済観測調査結果(2024年9月調査)

資料番号2 秋田県鉱工業生産指数月報(令和6年7月分)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第3回「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会」を開催致します。本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、労働者代表 木村委員でございます。

それでは、これからの議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

皆さまお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

それでは、第3回の審議に入ります。本日審議する議題は、議題1.秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の金額審議について、議題2.その他となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

#### ○我妻賃金指導官

事務局から本日の資料についてご説明いたします。

本日はお手元に、緑色の冊子とA4サイズ1枚もので、「電気機械器具等製造業最低賃金決定状況」と「秋田県最低賃金額の推移」をお配りしています。

はじめに緑色の冊子をご覧ください。こちらの、資料1は、日本銀行秋田支店が10月1日に公表した「9月の短観調査結果」、資料2は、秋田県が9月30日公表した「令和6年7月分秋田県鉱工業生産指数月報」でございます。

次に、「電気機械器具等製造業最低賃金決定状況」をご覧ください。昨日10月10日現在で結審したのは11の道府県で、Cランクでは、青森が41円引上げの968円、熊本が56円引上げの996円で結審しており、地賃額との差は青森が15円、熊本が44円となっております。

続きまして、秋田県の最低賃金額の推移をご覧ください。今年度は、本日までに非鉄金属製錬・精製業最低賃金が50円引上げの時間額1,011円、自動車・同附属品製造業最低賃金が59円引上げの1,020円、自動車等小売業最低賃金が42円引上げの980円とすることで結審し、秋田労働局長に答申されております。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○臼木部会長

ただ今の資料の説明にご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは、議題1の金額審議を行います。

前回、労使双方からは、「基本的考え方」及び「金額提示」について、ご説明をいただきました。金額提示については、再確認ですが、労働者側プラス31円の961円の提示、使用者側プラス22円の952円の提示がありました。現段階では9円の開きがあります。これについて、各側から補充・補足の意見ありませんでしょうか。

特にないようですので、それでは、本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。前回と同じように公労・公使個別会議を進めてよろしいでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○臼木部会長

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第8条第2項目により「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、これ以降の審議を非公開とします。前回に引き続いて、公労・公使個別会議でご意見を伺い、審議を進めることといたします。

現段階では、使用者側がプラス22円ということでご提案をいただいております。前回、労働者側からご意見を伺いましたので、今回は使用者側から個別にお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

では、その順番で伺いたいと思います。まず、別室で公益委員が協議した後、使用者側からお呼びしますので、しばらくこちらでお待ちいただければと思います。

個別会議の場所がどこになるか、事務局からお知らせ下さい。

○我妻賃金指導官

公労・公使個別会議の別室として、4階行政評価事務所の会議室を確保しておりますので、よろしくお願ひします。

【 中 断 】

○臼木部会長

それでは、審議を再開します。

本日の公労・公使個別の協議において、労使の合意に至りましたので、その内容をお知らせいたします。時間額を28円引上げて958円と決定するということで合意に至りました。

改めて労使双方、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは全会一致で結審しましたので、令和6年度審議方針1の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局は答申の準備をしてください。

【 中 断 】

○臼木部会長

準備が整ったようですので、再開します。

それでは、事務局で答申文案を配付して読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

---

令和6年10月11日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月21日付け秋労発基0821第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業(電気音響機械器具製造業を除く。)
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 958円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和6年12月25日

---

以上です。

### ○臼木部会長

ただ今の、答申案でご異議ございませんか。

### ○委員多数

異議なし。

### ○臼木部会長

それでは、答申します。

【 基準部長に答申文を手渡す 】

○臼木部会長

ここで、労働基準部長から、発言があるそうです。

○山口労働基準部長

基準部長の山口でございます。局長が所用により不在ですので、局長に代わり一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいただきました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、他の業種と合わせまして、秋田県特定最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○臼木部会長

皆様のご協力により、本日答申することができました。審議の過程で、公労・公使会議の中で、いくつか確認を求められた項目がありましたので、改めて議事録に残る形で私のほうから一言、発言させていただきます。

特定最低賃金審議の特に電子部品・デバイス等製造業の審議についての今後のことについて議論がありました。そういった議論をする場ではないことは、双方ご理解はいただいております。ただ、基本的な考え方の中の一部の表記について、双方に認識の違いがありました。使用者側の記載の部分で、労働者側が確認をしたいとの申し出がありました。その点について、双方の確認をとりましたので、お知らせいたします。

この枠組みそのものを廃止する意図が双方にあった、特に使用者側にあったわけではなく、毎年の議論の中でこの最低賃金の審議の必要性の有無についての議論の段階からきちんとした議論をしたい。場合によっては審議の必要性はない年もあるかもしれない。最低賃金の上がり方が近年急ピッチだということもあり、場合によってはそういうケースも考えなければならないと、おっしゃりたかった。

決して、このスキーム自体を、例えばこの最低賃金審議会の特定最低賃金審議を電子部品の部門を廃止しようという意図ではなかったということは確認をとりましたし、そういった心配がないことを労働者側にもお伝えし、ご理解を賜ったところです。

次年度につきましては、ここで議論ができるわけではありませぬので、制度上そういったことを担保する枠組みにもなっておりませぬので、次年度もこういった審議をするにあたって、もし、審議の必要性の有無のところから議論を進めるのであれば、年度が替わった早い時点から、労使双方でご議論を重ねていただきながら、審議を必要とするのかしないのかを十分にご理解をいただき、必要となればこの場に臨んでいただくようにしていた

できればと思います。

逆に言いますと、最低賃金の上がり方が非常に急ピッチでありますので、そういったことも踏まえて、使用者側は使用者側の考え、労働者側も労働者側の考えがあるかと思えます。十分に議論を重ねたうえでこの場に臨んでいただければと思っておりますので、労使双方とも、もし、後任の方がおられるのであれば、そちらも引継いでいただき、議論にあたって、今年こういうことがあった、令和7年度においてはそういったことも含めて、必要性の有無についても議論の俎上に乗る可能性があることについて十分に引継ぎをしながら、この場に臨んでいただければと思います。

逆に言いますと、そういう議論の場が全くなくなることではないという意味では労働者側のご懸念はないと思えますので、十分な議論をつくしていただければと思います。

余談になりますが、議事録に残る形でお話をさせていただきました。

それでは、議題2の「その他」について、事務局から何かありますか。

#### ○佐藤賃金室長

本日答申をいただきましたので、異議申出の公示を本日举行します。また、ほかの特定最賃と併せて特定最賃の改定について、後日事務局から記者発表させていただきます。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、記者から委員のみなさんに取材があった場合には、局賃金室が窓口で対応する旨お伝えくださいますようお願いいたします。以上です。

#### ○臼木部会長

本日は長時間にわたり、各委員のご協力により、答申することができました。各委員のご協力に感謝申し上げます。

それでは、本日の専門部会を終了します。ありがとうございました。